

D X ・ 生産性向上資金

1 目 的

この資金は、D X推進や生産性向上（函館市D X・生産性向上補助金交付要綱第2条第1号の規定による）に取り組む中小企業者等に対し、これに必要な設備資金を融資することにより、経営基盤の強化を図るとともに、本市産業の活性化を図ることを目的とする。

2 融資対象

この資金の対象となる者は、函館商工会議所が事業計画に妥当性があると判断した者で、市内に事業所を有し、函館市D X・生産性向上補助金の設備導入補助事業およびD X環境整備補助事業の交付事業として、設備投資を行う中小企業者等とする。

3 融資条件

この資金の融資条件は、次のとおりとする。

(1) 資金使途，融資限度額，融資期間および融資利率

| 資金使途 | 融資限度額 | 融資期間（うち据置） | 融資利率 |
|------|------------|--------------|--------|
| 設備資金 | 6, 0 0 0万円 | 1 5年以内（3年以内） | 別に定める。 |

- (2) 返済方法 原則として均等分割月賦返済とする。
- (3) 信用保証 必要により保証協会の保証を付けることがある。
- (4) 担保および保証人 取扱金融機関の定めるところによる。ただし、保証協会の保証を付ける場合は、保証協会の定めるところによる。

4 融資および償還状況の報告

金融機関は、融資の実行と同時に、この資金の融資の状況について融資実行報告書（様式3）および資金返済予定表により函館商工会議所に報告するものとし、繰上償還、条件変更等資金返済予定に変更があった場合には償還状況報告書（様式4）により函館商工会議所に報告するものとする。

【 取 扱 細 目 】

1 申込必要書類

- (1) 申込書（様式1）
- (2) 事業計画書（様式6）
- (3) 最近2年間の決算書（個人の場合 確定申告書の写し，決算書・内訳書等）
- (4) 会社または協同組合等の場合 会社または協同組合等の登記事項証明書
（コピー不可，発行後3ヶ月以内のもの）
- (5) 納税証明書（コピー不可，発行後3ヶ月以内のもの）
- (6) 函館市DX・生産性向上補助金の補助金等交付決定通知書の写し
- (7) 導入または改造もしくは改良する機器設備等の見積書の写し等
- (8) その他函館商工会議所が必要と認めるもの